

## ○紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（令和元年11月15日）  
条例第1号

改正 令和6年2月28日規則第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び地域手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当及び勤勉手当をいう。

（準用）

第4条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、この条例に定めるもののほか、白浜町会計年度任用職員の例による。

（職務の級）

第5条 会計年度任用職員の等級別基準職務表は、別に規則で定める。

（特殊勤務手当等）

第6条 会計年度任用職員の特殊勤務手当の額並びに支給方法は、紀南地方老人福祉施設組合職員の例による。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和元年11月15日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（給料に関する特例）

- 2 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の法（以下「改正前地方公務員法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員若しくは改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員又は法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員で、同日から引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員のうち、等級別基準職務表の定めるところにより決定される職務の級並びに号給による給料及び地域手当の月額合計額が同日において前任用において受けていた報酬の月額に達しないこととなるものの職務の級及び号給の決定については、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（令和6年2月28日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。